

令和6年10月21日

小金井市子ども・子育て会議

会長 金子 嘉宏 様

小金井市子ども・子育て会議

子どもの権利部会 部会長 水津 由紀

子どもの権利部会審議内容の報告について

本部会は、「のびゆくこどもプラン 小金井」における施策の方向性1－1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況や子どもの意見表明権を確保する仕組みについて、子どもの権利の視点から検討を行うことを目的に設置され、鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を、別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 子どもの権利部会における審議項目

(1) 「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況について

ア 「のびゆくこどもプラン 小金井」における参考指標を設定する。

イ 子どもオンブズパーソン活動に関するモニタリング評価のあり方を検討する。

(2) 子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて検討する。

2 審議結果

全3回部会を開催し、部会における審議項目について審議した結果、次のとおり取りまとめた。

(1) 「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況について

ア 「のびゆくこどもプラン 小金井」における参考指標

子どもオンブズパーソンの認知度（％）

（補足）

子どもオンブズパーソンという名前だけでなく、その設置目的や活動内容について認知してもらうことが大切であり、学校現場や地域の大人に対しても認知を広げる努力をすること。

イ 子どもオンブズパーソン活動に関するモニタリング評価

自己評価を原則とする。活動内容については、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第13条の規定に基づき、毎年度市長に報告するとともに、活動報告会において市民に公表する。また、子ども・子育て会議においても報告の場を設けることとする。

（補足）

独立性を持った機関であることから、自己評価を原則とするが、その結果について意見を求め、フィードバックする仕組みができると良い。

また、こども基本法では、子ども施策の策定・実施だけでなく、評価に対しても子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければいけないこととされていることを踏まえ、子どもからの評価を実施できるような仕組みについての検討も必要である。

(2) 子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて

ア 子どもが意見をいうだけで終わるのではなく、自分の意見をもって議論し、議論したことが実現までつながるような仕組み（市長に意見提言権をもつ子ども会議の新設など。）が必要。また、合わせて議論を支援する人材（アドボケイト（意見表明支援員））の養成も必要。

イ 積極的に意見が言いづらい人や施設に入所している子ども、障がいや外国にルーツがある子どもなどの意見を聞くための仕組みについても検討していくことが必要。

3 その他全体的な提言

子どもの権利が活かされる社会環境を実現していくためには、子ども自身だけでなく、教職員や保護者をはじめとした大人たちが、子どもの権利について理解することが必要であることから、大人に対する啓発も強化していく必要があります。

また、こども基本法では、子ども施策の策定・実施だけでなく、評価に対しても子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければいけないこととされていることから、その方法について引き続き検討を進めていく必要があります。